

社会福祉法人 富山聖マリア会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、「社会福祉法人 富山聖マリア会」定款に定める下記の役員、評議員及び各委員会所属の委員について適用する。

- (1) 定款第22条に定める役員(理事及び監事)と定款第8条に定める評議員
- (2) 定款第6条に定める評議員選任・解任委員会の委員
- (3) 同法人事業所 特別養護老人ホーム常楽園の運営に必要な委員会。委員会は別にこれを定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、その地位あることのみによって支払うことはせず、職務に応じ次のとおりとする。

- (1) 毎月、事業所を巡回指導し、非常勤で法人運営に携わる理事に対して、月額で報酬を支払う。

月額100,000円

- (2) 上記以外の役員等に対しては、会議などへの出席について、その都度、報酬を支払う。なお、役員等で職務において、ひと月の期間を通して職するときの報酬は、当月末締め切りの翌月支払いとする。

一回5,000円

- (3) (内部)監査を実施した監事に対しては、(2)ではなく次の報酬を支払う。

一回7,000円

(費用弁償)

第3条 役員等の交通費その他の経費は以下のとおりとする。

- (1) 交通費

会議の交通費は、以下の通りとする。

富山県内在住者：2,000円

富山県外在住者：5,000円または実費

- (2) その他の経費

研修等で費用(参加費等)が発生した場合は、実費を支給する。

(改変)

第4条 この規程は法人の運営状況と社会経済情勢の変化に応じて改変するものとする。

第5条 付則

2 この規程でいう会議とは、理事会、評議員会、評議員会選任・解任委員会、監査の立会い及び入札の立会いのことをいう。

3 この規程は、雇用形態を問わず当法人の職員としての身分を有する者には適用しない。

この規程は、社会福祉法人富山聖マリア会評議委員会の決議日(令和2年11月21日)から施行する。

この規定は、令和7年7月1日から施行する。

この規定は、令和8年4月1日から施行する。